

○公益社団法人全国市有物件災害共済会総会運営基準

平成 23 年 6 月 14 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）の総会（定款第 10 条第 1 項に規定する総会をいう。）の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 総会の招集の手続等

(招集の手続)

第 2 条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面による議決権を行使することができることとした場合は、その旨
- (4) 電磁的方法による議決権を行使することができることとした場合は、その旨
- (5) 書面又は電磁的方法による議決権を行使できることとした場合は、次に掲げる事項
 - ア 総会の参考書類に記載すべき事項
 - イ 書面による議決権を行使することができることとした場合は、議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ウ 電磁的方法による議決権を行使することができることとした場合は、その行使を開催日の前日までにすべき旨
- (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 第 5 号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項のときは、当該事項に係る議案の概要
 - ア 役員等の選任
 - イ 役員等の報酬等
 - ウ 事業の全部の譲渡
 - エ 定款の変更
 - オ 合併

(招集の通知)

第 3 条 定款第 13 条第 4 項に基づき会員に通知を発するときは、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会の参考書類及び議決権行使書、出欠票その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 総会の開催を決議するための理事会を開催する日の前日現在における会員（当該理事会を開催する日の前日までに定款第6条により代表理事から入会の承認を受けた会員をいう。）を、当該総会に関して議決権を有する会員とする。

第3章 総会の開催

（会場の設営等）

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

（会員の権利行使等）

第6条 総会における会員としての権利行使に関する事項に関し、会員を代表して、総会に出席し会員として議決権を行使できる者は、当該会員である市の市長、副市長又はその他の職員（以下「会員の権利行使をする職員」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、書面による方法若しくは電磁的方法により議決権を行使できる者及び代理人による議決権を行使する場合において当該代理人に議決権を委任できる者は、会員である市の市長が前項の会員の権利行使をする職員の中からあらかじめ指定するものとする。

3 第1項の会員の権利行使をする職員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

（会員以外の者の出席）

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 会計監査人は、法令に定めがある場合のほか、議長の許可を得て総会に出席することができる。

3 本会の職員は、議長、理事又は監事を補佐するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

4 顧問その他議長の許可を得たものは、総会に出席し、参考意見を述べることができる。

第4章 総会の議事

（議長の権限）

第8条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるため必要と認めるときは、次の者に対して退場を命じることができる。

（1）会員の権利行使をする職員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

（2）議長の指示に従わない者

（3）総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し

又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開催に際し、事務局に会員の出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 議長は、やむを得ない事由がある場合は、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している会員に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対し、その議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は、理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときは、この限りではない。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条、第44条又は第49条第3項ただし書の規定により会員から提案があった場合、議長はその会員に対し議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は、速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由がないことが明らかなきは、直ちに却下することができる。

(採決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題（定款第17条3項に定めるものを除く。）については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の規定にかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したのものとして取り扱う。
- 6 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 7 議長は、採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることができない。議長の議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入する。

(出席した会員の議決権の数)

第17条 会員の議決権の数については、次の数の合計数を出席した会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した会員の議決権の数
- (2) 書面により議決権を行使することができることとした場合は、議決権行使書を開催日の前日までに提出した会員の議決権の数
- (3) 電磁的方法により議決権を行使することができることとした場合は、開催日の前日までに議決権を行使した会員の議決権の数
- (4) 代理人を出席させた会員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することができる。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を速やかに会員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第21条 議長は、すべての議事が終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

(議事の経過及びその結果報告)

第23条 議長は、会員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第24条 総会の事務局には、総務部がこれに当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第25条 この基準の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この基準は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)